令和7年第四回練馬区議会定例会提出議案一覧表

条 例・・・8件(一部改正6件、廃止2件)

道路認定・・・3件(認定3件)

契 約・・・17件(工事請負契約9件、工事請負契約の変更6件、物品の買入れ2件)

そ の 他 ・・・28件(指定管理者の指定28件)

No.	議案番号	件名および内容説明	施行日等
1	1 2 0	練馬区国民健康保険高額療養費資金および出産費資金貸付条例 を廃止する条例 医療機関等での高額な支払を抑えるための制度が普及・定着し たため、国民健康保険高額療養費資金および出産費資金の貸付 を廃止する。	令和8年4月1日
2	121	練馬区立東京中高年齢労働者福祉センター条例の一部を改正する条例 1 練馬区施設予約システムの導入に伴い、施設の利用単位を原則1時間単位に変更するほか、規定を整備する。 2 トレーニング室を廃止する。	1 令和8年7月1日。ただし、一部の規定については、公布の日2 公布の日
3	1 2 2	練馬区立敬老館条例の一部を改正する条例 敬老館1か所を廃止する。 栄町敬老館:練馬区栄町40番7号	令和8年4月1日
4	1 2 3	練馬区立デイサービスセンター条例の一部を改正する条例 デイサービスセンター2か所を廃止する。 光が丘デイサービスセンター:練馬区光が丘二丁目9番6号 東大泉デイサービスセンター:練馬区東大泉五丁目15番2号	令和8年4月1日
5	124	練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する 条例 粗大ごみの排出に係る廃棄物処理手数料の納付方法について、 キャッシュレス決済を追加することに伴い、所要の改正を行う。	令和8年4月1日
6	1 2 5	練馬区建築基準法等の事務に係る手数料に関する条例の一部を 改正する条例 1 建築基準法施行令の一部改正により、条例で引用している 同令の規定が項ずれしたことに伴い、規定の整備を行う。 2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正 により、条例で引用している同法の規定が条ずれしたこと等 に伴い、規定の整備を行う。 3 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等について、住戸 の数が1戸である複合建築物の住宅部分に係る手数料の額を、 一戸建て住宅に係る手数料の額に引き下げる。	1 および 3 公布の 日 2 公布の日。ただ し、一部の規定に ついては、規則で 定める日
7	1 2 6	練馬区立青少年キャンプ場条例を廃止する条例 利用者が減少しているほか、施設の老朽化が進んでいるため、 秩父青少年キャンプ場を廃止する。	令和8年4月1日
8	1 2 7	練馬区議会議員および練馬区長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例の一部を改正する条例 公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、ビラおよびポスターの 作成に係る公費負担限度額を引き上げる。	公布の日

No.	議案番号	件 名	お	よ	び	内	容	説	明	施行日等
	1 2 8	特別区道路線の	の認定に~	ついて (:	3件)					
9	1 3 0	道路法第8条領に当たり、同意							行う	
	100	練馬区役所本								
10	131	〔入札期間〕 〔開札期日〕 〔契約金額〕 〔相手方〕 〔工期〕	令和 7 ⁴ 令和 7 ⁴ 行27,724 成瀬・貞 契約確算	F10月 6 F10月 29 ,800円 前田 建設 它の日の3	田から同日 日 女共同企 翌日から 丁目12番	司月29日 業体 5令和1	まで	月 25 日	まで	
		練馬区役所本原	宁舎空調詞	设備等改(修工事記	青負契約	ʻ j			
11	1 3 2	〔入札期間〕 〔開札期日〕 〔契約金額〕 〔相手方〕 〔工期〕 〔工事場所〕 〔工事内容〕	令和 7 ⁴ 1,346,4 新菱・1	00,000円 日立空調 宮の日の 豊玉北六	日 建設共 翌日から 丁目12名	同企業 5令和1 番1号	体 0年 6 月			
		街路新設工事	(練馬区區	画街路第	1 号線)	請負募	契約			
12	133	〔入札期間〕 〔開札期日〕 〔契約手方〕 〔工事場〕 〔工事内容〕 〔工事内容〕	令和7 ⁴ 281,600 共栄・ 契 練馬 延 生 土工、	F10月 8 F10月 30 ,000円 東洋 日の三 東宮宮三子 東京宮三子 東京三子 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	日 共同企 翌日から 目およて ・トル 付帯	業体 5280日 バ練馬ニ エ、交通	間 二丁目5 通安全が	 包設工		
		練馬区立練馬」	東小学校村	交舎等改領	築工事記	青負契約	勺			
13	134	〔入札期間〕 〔開札期日〕 〔契約金額〕 〔相手方〕 〔工事場所〕 〔工事規模〕	令 4,158,0 和 7.4 4,158,0 声契練 東納 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	F10月10 F11月7 00,000円 かり で で で で で の で の の の の の で の の の の の の	日 ク 建設 翌日から 丁目30名 一ト造 7,895.8	共同企 合令和1 番11号 (一部釤 4平方/	業体 1年3月 株骨造)	月15日 3階:		

No.	議案番号	件	名おお	よって	び内	容	説	明	施行日等
14	1 3 5	練馬区立線, (東京 八 東京 八 東京 八 東京 八 東京 大 東京 大 東京 大 東京 大	令和 7 年 う和 7 年 同 令和 7 年 871,200 小林・確 契約 医 東 三 空気調 事、排z	E10月10日 F11月10日 ,000円 龍島 建設 Eの日の翌 F日町一丁 口設備工事 、設備工事	機械設備コ から同年1 中同企業体 1日から令利 1月30番11号 、換気と器 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	1月10日 1月10日 19年11 計工事、 1設備工	まで 月30日 給水設 事、消	t備工 i火設	
15	136	無馬区立練 「入札期間」 〔開約金方〕 〔工事場別〕 〔工事内容〕	ついて ついて ついて ついて ついでである。 ついでである。 ついでである。 でいるでは、 でいるでである。 でいるでは、 でいる	E10月10日 F11月11日 ,700円 更原 建設 Eの日の町一、 第工事工 電線路工事	から同年1 中同企業体 日から令利 目30番11号 変電設備了 、横工事、	1月11日 19年11 5 二事、動 三妻備工	まで 月30日 力設備 拡	江事、 声設	
16	1 3 7	練馬区立向 〔入札期日〕 〔関約金額〕 〔相其明〕 〔工事場域〕 〔工事規模〕	令和7年 う和7年 3,465,0 第一次 3,465,0 第一次 東海原区 校鉄馬区 6,425	E10月10日 F11月4日 00,000円 尾山 建設ま Eの日の翌 可山二丁目	から同年1 共同企業体 !日から令和 14番11号 ・ト造3階類	1月4日 1月4日 110年12	月15日	まで	
17	1 3 8	練馬区立向 〔入札期間〕 〔関約金方〕 〔四十期〕 〔工事以 〔工事内容〕	令和 7 ⁴ 令和 7 ⁴ 令和 7 ⁴ 598, 950 泉幸・1 契約確复 練馬区国	E10月10日 F11月5日 ,000円 ナーマル Eの日でアル 可山二二工工 で設備工事	から同年1 建設共同企 1日から令利	*************************************	まで 月30日 給水設	:備工	
18	139	練馬区立向 〔入札期日〕 〔関約金額〕 〔相期〕 〔工事場所〕 〔工事内容〕	令和 7 年 令和 7 年 令和 7 年 3 453,068 小松・ 5 契約確反 東馬区下 調丁設价 構内交換	E10月10日 F11月6日 ,000円 E友日 建語 可山二事、 英設備工事工	から同年1 改共同企業 日から令利	MATE	まで 月30日 力設備 映像・	工事、	

No.	議案番号	件	名	お	よ	び	内	容	説	明	施行日等
19	1 4 0	練お更 令議校契 (重要特) 令議校契 (重要特) の 6 第 8 9 9 で 変更 で で で で で で で で で で で で で で で で で	引教室 て 第三回線 り り り り り り り り り り り り り り り り り り り	陳屋上原 練屋上原 練馬医 悪馬 悪 悪 に に に に に に に に に に に に に	方水・ 養会定 記教室 00円	外壁等の 例会には 号線拡幅 棟屋上隊	改修工事 おいて同 届に伴う	事請負契 「決され 「練馬区	約の- た令和 立練!!!	一部変 印 6 年 馬中学	
20	1 4 1	新たな小い 令和5年 議案係の要判 に変変更後 で変更後	第三回 号「新 約金額 〕 6,3	練馬区詞 たな小「 を変更で	議会定を 中一貫を ける。 ,000円	例会には 教育校t 3	おいて耳	T決され	た合利	115年	
21	1 4 2	新変	いて 第三回編 号「新』 に係る 〕 1,0	練馬区詞 たな小ロ 契約金額 049,601	議会定 中一貫 質を変 ,300円	例会には 教育校内 更する。]	おいて 交舎等改	T決され	 た令和	15年	
22	1 4 3	練馬区立 令和6年 議案39 (変更 (変更 (変更)	第四回 3号「縛 金額を 〕 2,	練馬区詞 東馬区立 変更する	養会定 ^を 田柄中 る。 ,000円	例会には P学校校]	おいて耳	「決され	た令利	泊6年	
23	1 4 4	練馬について 令議契約変更 で変更 で変更 できる (本学) で変更 できる (本学) できる	て 第四回線 7号「縛 係る契約 〕 633	練馬区詞	議会定 ^を 田柄中 を変更 ^を 00円	例会には P学校校	おいて同	T決され	 た令和	泊6年	
24	1 4 5	練馬区立 更につい 令和6年第 議案第108 契約」に位 で変更後 で変更後	て 第四回線 3号「縛 係る契約 」 433	練馬区詞	議会定 [®] 田柄中 シ変更 [®] 00円	例会には P学校校	おいて同	T決され	 た令和	泊6年	

No.	議案番号	件	名 お	よ	び	内	容	説	明	施行日等
25	1 4 6	練馬区立練馬 「入札期間」 〔開紀 〔関約金額〕 〔相手方〕 〔納期〕 〔納入場所〕	令和7 令和7 令和7 47,190 有限会 令和10	年10月 7 年10月 2 年10月2 , 000円 社 千 年 1 月 3	7 日から 8日 芝 屋			いて		
26	1 4 7	練馬区立向L 「入札期間〕 〔関約金 〔契約金方〕 〔相手〕 〔納別場所〕	令和7 令和7 令和7 51,680 株式会 令和10	#10月 7年10月 7年10月 2 年10月 2 , 200円 社 ナス 年 1 月 3	7 日から 7日 7日 カムラ			T		
27	1 4 8	指定管理者の 地方自治法等 定を行うに覧 〔指定管理者 〔指定の期間	第244条の 2 当たり、同 旨となる団	2第3項 条第6項	の規定 頁の規定 一般社団 士	に基づ・ Eに基づ I法人	く指定管 き議決 練馬区	デ理者の を求め 産業振	る。	
28	1 4 9	指定管理者のセンター) 地方自治法等定を行うに管理を行うに 指定の期間	第244条の 2 当たり、同 計 きとな う で の ・ 働 も も の ・ 働 者	2第3項 条第6項	の規規定 更の規規 東 ま ま ま ま は は は は た の に に に に に に に に に に に に に	に基基を含むは一次のようでである。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	く指定管 理協開 111年3 原駅 原 原 原 原 原 の の の の の の の の の の の の の	理者の 程求合 月31日 関施 中高年	が 指 る で 館 合 労	
29	150	指定管理者の 地方自治法領 定を行うに に指定管理者 「指定の期間	第244条の 2 当たり、同 針となる団	2 第 3 項 条第 6 項 体〕 社	の規定 頁の規定 社会福祉	に基づき に基づき 上法人	く指定管 き議決 練馬区	デ理者の を求め 社会福	る。 祉事	
30	1 5 1	指定管理者の 地方自治法 定を行うに に指定管理者 「指定の期間	第244条の 2 当たり、同 音となる団	2 第 3 項 条第 6 項 体〕 社	の規定 頁の規定 社会福祉	に基づき に基づき 上法人	く指定管 き議決 練馬区	デ理者の を求め 社会福	る。 社事	
31	1 5 2	指定管理者の 地方自治法負 定を行うに 〔指定管理者 〔指定の期間	第244条の 2 当たり、同 旨となる団	2 第 3 項 条第 6 項 体〕 グ	の規定 質の規定 公益財団	に基づ ぎに基つ 団法人	く指定管 き議決 練馬区	デ理者の を求め 文化振	る。	

No.	議案番号	件	名	お	よ	び	内	容	説	明	施行日等
32	153	指定管理 地方自治 定指定管 〔指定の	法第24 に当た 理者と	4条の 2 り、同刻 なる団体	第3項系第6項本〕	原の規定 項の規定 公益財団 会	に基づ 定に基っ 団法人	く指定で うき議決 練馬区	管理者(とを求め 文化扱	うる。 長興協	
33	154	指定管理 地方自治 定指定管 〔指定の	法第24 に当た 理者と	4条の 2 り、同刻 なる団体	第3項系第6項本〕 (原の規定 項の規定 公益財団 会	に基づ 定に基っ 団法人	く指定で うき議決 練馬区	やを求め で文化振	うる。 長興協	
34	1 5 5	指定管理 館) 地方自治 定指定 指定の	 法第24 に当た 理者と	4条の2 り、同彡 なる団体	第3項 条第6項 本〕	の規定 項の規定	に基づ 官に基っ 団法人	く指定が さ 議 練 馬 図	管理者 で で で 文化振	の指)る。 長興協	
35	156	指定管理 地方自治 定指定管 〔指定の	法第24 に当た 理者と	4条の 2 り、同彡 なる団体	第3項条第6項本〕	の規定 頃の規定 練馬区2 共同事美	に基づ 定に基っ スポーツ と 体	く指定 ^が うき議決 ソ協会・	管理者(と求め 五十届	の指)る。 l商会	
36	1 5 7	指定管理 地方自治 定を行う 〔指定の	法第24 に当た 理者と	4条の 2 り、同彡 なる団体	第3項 条第6耳 本〕	の規定 項の規定 社会福祉	に基づ 定に基っ 止法人	く指定が うき議決 武蔵里	管理者(た求め 子会)る。	
37	1 5 8	指定管理 地方自治 定指定 〔指定の	法第24 に当た 理者と	4条の 2 り、同彡 なる団体	第3項 条第6耳 本〕	の規定 項の規定 社会福祉	に基づ 定に基っ 止法人	く指定で うき議決 東京援	管理者 そを求め き護協会	の指)る。	
38	159	指定管理 地方自治 定指定管 〔指定の	法第24 に当た 理者と	4条の2 り、同彡 なる団体	第3項系第6項本〕 有	の規定 頃の規定 社会福祉 業団	に基づ 定に基っ 止法人	く指定で うき議決 練馬区	管理者(とを求め 社会福	の指)る。 話祉事	
39	160	指定管理 地方自治 定を行う 〔指定管 〔指定の	法第24 に当た 理者と	4条の 2 り、同彡 なる団体	第3項系第6項本〕 (の規定 頃の規定 社会福祉 業団	に基づ 定に基~ 止法人	く指定が うき議決 練馬区	管理者(そを求め と社会福	の指)る。 話祉事	

No.	議案番号	件	名	お	よ	び	内	容	説	明	施行日等
40	161	指定管理 地方自治 定を行うし 〔指定管 〔指定の	法第244 に当た 理者と	1条の29 り、同条 なる団体	第3項 第6項 〕 第	の規定 頁の規定 第一園芸	に基づ ミに基づ きみどり	く指定 がき議決 のま [‡]	管理者 そを求め 共同事	の指 りる。 事業体	
41	162	指定管理 地方自治 定を行うし 〔指定の〕	法第244 に当た 理者と	1条の29 り、同条 なる団体 令和8 (関い に伴い	第3項 第6項 年4 年4 リ、この	の規定 東馬 エニ 月 1 日 か で カ で カ で カ で カ で カ で カ で カ で の ガ に に の に に に に に に に に に に に に に	に基づ ごに基つ ュみらい	く指定 がき議り プロショ 111年 : 一の大規 を施設を	管理者 そを求め ジェクト 3月31日 見模改修 と休館す	の指 かる。 いまで 修工事	
42	163	指定管理 一) 地方自治 定を行うし 〔指定で 〔指定の	法第244 に当た 理者と	1条の2貨 り、同条 なる団体	第3項 第6項 〕	の規定 頁の規定 東馬エコ	に基づ ミに基つ 1みらい	く指定 うき議り いプロシ	管理者 そを求め ジェクト	の指 りる。	
43	164	指定管理 地方自治 定を行う 〔指定管 〔指定の	法第244 に当た 理者と	1条の2 り、同条 なる団体	第3項 第6項 〕 フ	の規定 頁の規定 アクティ 事業体	に基づ ぎに基づ ィオ・網	く指定 がき議決 東馬リサ	管理者 そを求め トイクル	の指 うる。 レ共同	
44	165	指定管理 地方自治 定を行うし 〔指定管 〔指定の	法第244 に当た 理者と	1条の2 り、同条 なる団体	第3項 第6項 〕 フ	の規定 頁の規定 アクティ 事業体	に基づ ぎに基づ ィオ・繍	く指定 がき議決 東馬リサ	管理者 そを求め トイクル	の指 りる。 レ共同	
45	166	指定管理 地方自治 定を行うし 〔指定で 〔指定の	法第244 に当た 理者と	1条の29 り、同条 なる団体	第3項 第6項 〕 車	の規定 頁の規定 E井沢フ	に基づ ミに基つ フード棋	く指定 うき議決 に式会を	管理者 そを求め と	の指 うる。	
46	167	指定管理 地方自治 定を行うし 〔指定管 〔指定の	法第244 に当た 理者と	1条の2覧り、同条 なる団体	第3項第6項	の規定 頁の規定 一般財団 巻団	に基づ ミに基つ 団法人	く指定 うち議決 上田市	管理者 そを求め 5地域扱	りる。 長興事	
47	168	指定管理 地方自治 定を行うし 〔指定管 〔指定で	法第244 に当た 理者と	1条の2 り、同条 なる団体	第3項 第6項 〕 〕 〕	の規定 頁の規定 / ダック ごス株式	に基づ Eに基づ ス大親 C会社	く指定 うき議決 f東ヒニ	管理者 そを求め ユーマン	りる。 ンサー	

No.	議案番号	件名および内	容 説 明	施行日等
48	169	指定管理者の指定について(練馬区立平利 地方自治法第244条の2第3項の規定に基 定を行うに当たり、同条第6項の規定に基 〔指定管理者となる団体〕 公益財団法》 〔指定の期間〕 令和8年4月1日から名	がく指定管理者の指 ばく諸決を求める。 、児童育成協会	
49	170	指定管理者の指定について(練馬区立平利 地方自治法第244条の2第3項の規定に基 定を行うに当たり、同条第6項の規定に基 〔指定管理者となる団体〕 公益財団法/ 〔指定の期間〕 令和8年4月1日から名	がく指定管理者の指 いき議決を求める。 、児童育成協会	
50	171	指定管理者の指定について(練馬区立北方 地方自治法第244条の2第3項の規定に基 定を行うに当たり、同条第6項の規定に基 〔指定管理者となる団体〕 株式会社 っ ョナル 〔指定の期間〕 令和8年4月1日から名	づく指定管理者の指 ばづき議決を求める。 マミー・インターナシ	
51	172	指定管理者の指定について(練馬区立北町 地方自治法第244条の2第3項の規定に基 定を行うに当たり、同条第6項の規定に基 〔指定管理者となる団体〕 株式会社 [〔指定の期間〕 令和8年4月1日から名	づく指定管理者の指 いき議決を求める。 日本保育サービス	
52	173	指定管理者の指定について(練馬区立北町 地方自治法第244条の2第3項の規定に基 定を行うに当たり、同条第6項の規定に基 〔指定管理者となる団体〕 株式会社 [〔指定の期間〕 令和8年4月1日から名	づく指定管理者の指 いき議決を求める。 日本保育サービス	
53	174	指定管理者の指定について(練馬区立東方地方自治法第244条の2第3項の規定に基定を行うに当たり、同条第6項の規定に基 「指定管理者となる団体」 株式会社 ス 「指定の期間」 令和8年4月1日から名	づく指定管理者の指 いき議決を求める。 ペピンズエデュケア	
54	175	指定管理者の指定について(練馬区立東元 および練馬区立東大泉児童館第二学童クラ 地方自治法第244条の2第3項の規定に基 定を行うに当たり、同条第6項の規定に基 〔指定管理者となる団体〕 株式会社 ス 〔指定の期間〕 令和8年4月1日から名	・ブ) 	